

守口市告示第 298 号

地方自治法施行令第 167 条の 5 第 1 項及び同令第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、令和 9 年度から令和 10 年度までの本市における建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者の資格を次のとおり定めたので、同令第 167 条の 5 第 2 項（同令第 167 条の 11 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

資格要件を満たす者で競争入札に参加しようとする者は、次のとおり市に申請し、入札参加有資格者名簿に登録されなければならない。

令和 8 年 8 月 4 日

守口市長 瀬野 憲一

1 資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (2) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の経営事項審査を受けた者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 2 年以上の営業実績を有すること。
- (5) 申請する建設業種について、直前 3 か年の間に施工実績があること。
- (6) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札等参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (7) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

2 申請方法

守口市オンライン申請システムによる電子申請

3 申請先

守口市ホームページに掲載のとおり

4 受付期間

定期受付 令和 8 年 8 月 4 日から令和 8 年 8 月 31 日まで

随時受付 令和 8 年 9 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

5 有効期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

6 申請要領

守口市ホームページに掲載のとおり